

議案第 31 号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部
を次のとおり改正しようとする。

令和4年2月22日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和
元年伊賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。